

田辺市暮らしの便利帳協働発行業務仕様書

令和8年4月

田辺市 企画部 企画広報課

1. 業務名

田辺市暮らしの便利帳（令和9年度発行分） 協働発行業務

2. 業務の概要

(1) 目的

市民サービスの向上、地域経済の活性化を目的として、市の窓口業務や施設の利用案内など市民生活に必要な情報をまとめ、企業等の広告（以下、「広告」という。）を加えた市民向け情報誌「田辺市暮らしの便利帳」（以下、「便利帳」という。）を、田辺市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「事業者」という。）が協働で発行する。

(2) 発行時期

令和9年4月（予定）

(3) 履行期間

協定締結日から令和12年3月31日まで

(4) 発行部数

37,000部（戸別配布35,000部 転入者用2,000部）

(5) 規格等

ア サイズ	A4版 80～120ページ程度
イ 刷り色	カラー刷り
ウ 製本	無線綴じ

(6) 主な内容

ア	行政情報（市の沿革・概要、市役所の窓口・手続き、公共施設案内ほか）
イ	地域情報（市の観光、歴史、地図等の情報）
ウ	企業等の広告

(7) その他

ア	文字・写真・イラストの大きさ、配列及び配色については、高齢者や視覚障害者等に配慮し誰もが見やすいものとする。
イ	行政情報の検索を容易にするため、50音順の索引を編集（検索用語の提案を含む）すること。

3. 広告の掲載

(1) 全紙面に対する広告の割合は概ね30%以下とする。

(2) 田辺市有料広告掲載要綱の規定を遵守すること。

- (3) 関係法令等を事業者の責任において確認し遵守すること。
- (4) 掲載の広告内容及び広告主については、市が審査するものとする。

4. 役割分担及び製作方法

- (1) 市は事業者へ便利帳の製作に必要な行政情報の原稿及び資料を提供する。
- (2) 事業者は、便利帳の製作に必要な地域情報及びその他の情報の収集を行い、便利帳の企画、編集、印刷、製本及び納品を行う。
- (3) 事業者は、便利帳の企画、編集にあたっては、市と十分に打合せ、協議し進めること。また、校正は4回以上行うこと。
- (4) 市が提供する全ての著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、市に帰属する。
- (5) 製作にかかる写真撮影、地図、図版提供などに関しては、権利関係（使用权、肖像権等一切）について許諾を得ること。
- (6) 事業者は、便利帳に広告を掲載できるものとし、広告主の募集・広告の作成は事業者が行い、その収入は、事業者へ帰属する。なお、広告の募集について、市は本事業の広報、広告募集の間接的な周知のみを行い、広告主への同行訪問等を行わないものとする。
- (7) 事業者は、便利帳の発行前に、印刷原稿を市に提出し、あらかじめ市の承認を得なければならない。
- (8) 市は、事業者から印刷原稿の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は事業者へ印刷原稿の修正を指示できるものとする。

5. 経費の負担

便利帳の企画、編集、印刷、製本、その他提案及び納品等に係る経費は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

6. 納品方法

- (1) 事業者は、発行した便利帳を市内全世帯に配布し、残部は市の指定する場所に納入する。
- (2) 事業者は、未配布の世帯から配布の要請があったときは、適宜配布を行うものとする。

- (3) 納品時に、その全ページ分の Illustrator データ (.ai) または InDesign データや画像データなどの印刷用データ一式及び PDF データ（広告を除いたもの）を、CD-R 等磁気記録媒体で納入すること。

7. お問い合わせ対応

サポート窓口が設置され、操作等に関する問い合わせに対応できる体制があること。

- (1) 原則として平日（祝日・土日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (2) 問合せの手段は、電話・メールとする。ただし緊急性の高いものについては電話を利用すること。

8. 検収

事業者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本市は納入日から 10 営業日以内に納品物の検査を行う。事業者は、不備があれば速やかに修正し、再度納入すること。本市は再納入物について速やかに検査を行う。

9. その他留意事項

- (1) 守秘義務

本市が個人情報・秘密と指定した事項、及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、協定終了後も同様とする。

- (2) 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

ア 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に帰属する。ただし、事業者が従前から保有する知的財産権（プログラム、テンプレート、ノウハウ等）が成果物に含まれる場合、その権利は事業者に留保されるものとする。

イ 本市は、当該成果物を庁内利用、公開、複製、編集、翻案等の必要な範囲で自由に利用できるものとする。

ウ 事業者は、本市に対し著作者人格権を行使しない。

- (3) 協議

本仕様書に定めのないことは双方が協議し、決定することとする。